

子育てふれあいひろば

15日、23日は育児講座を開催します

お問い合わせ先

曾於市子育て支援センター ☎ 0986-76-6565 (直通)
 子育て携帯サイトすまいるキッズ <http://www.smile-kids.jp/sooshi>



日	月	火	水	木	金	土
			4/1	2	3	4
5	6	7 ひろば	8 ひろば	9 親子	10	11
12	13	14 ひろば	15 講座	16 親子	17	18
19	20	21 ひろば	22 ひろば	23 講座	24	25
26	27 ひろば	28 ひろば	29 昭和の日	30 親子		

◆親子ビクス (4月15日)
 対象 赤ちゃんから就学前のお子さん
 講師 田鍋いずみ先生
 準備するもの 飲み物

◆わらべうたと絵本のよみかせ (4月23日)
 みなさんと一緒に楽しいひとときを過ごしませんか。
 講師 福迫三枝子さん(りんこの木文庫)

※子育て支援センターは、キッズルーム開放・育児相談を実施しています。

キッズルーム開放 午前10時～午後3時(月曜日～金曜日) 育児相談 午前9時～午後4時(月曜日～金曜日)

親子ふれあい遊び 午前10時～11時30分 ●会場：生きいき健康センター

子育てひろば 午前10時～11時30分 ●会場：大隅弥五郎伝説の里・大隅農産加工センター(7日)

●会場：財部保健福祉センター・財部交流館(27日)

育児講座 午前10時～11時30分 ●会場 15日：財部保健福祉センター 23日：生きいき健康センター

オフトーク通信の延長利用等について

曾於市においては、代替通信設備等整備が完了するまで継続してオフトーク通信が利用できます
お問い合わせ先

企画課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8802 大隅 ☎ 099-482-5921 財部 ☎ 0986-72-0931



オフトーク装置本体



オフトーク装置
スピーカー

電話回線を利用したオフトーク通信については、本年2月末をもってサービス提供が終了しましたが、市では3月以降も引き続きサービスの利用ができるよう延長措置をしております。ただし、最長で平成30年3月末までの利用となります。それまでの間にオフトーク通信に代わる通信設備等を整備する予定です。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。また、光回線の契約に伴い「ひかり電話(IP電話)」に加入された場合は、オフトーク通信が利用できなくなります。機器を返却の上、市役所で廃止届を提出してください。

光回線とは
 ▼光ファイバー専用回線を用いたネットワークのことです。
光回線を契約すると
 ▼超高速インターネットが利用できます。
 ▼付加サービスの「ひかり電話」が利用できます。
 ▼その他、既存の電話とほぼ同等のサービスを受けられます。
「ひかり電話」に加入すると
 ▼オフトーク通信は利用できなくなります。
オフトーク通信を利用しないときは
 ▼市役所で廃止届および機器の返却が必要です。
 ▼廃止届を提出しないと、オフトーク通信を利用していなくても、利用料(自己負担分)が発生する場合があります。
光回線を契約したからも、オフトーク通信を継続するには
 ▼光回線の付加サービス「ひかり電話」に加入しないで、現在利用されている電話契約(アナログ回線・ISDN回線)を継続する必要があります。

ゴールデン・ウィークのクリーンセンター業務および自治会収集業務について

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5923

財部 ☎ 0986-72-0934

曾於市クリーンセンターG・W業務日

年月日	平成27年										
	4月				5月						
27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
業務内容	通常業務	休業	休業	通常業務	通常業務	通常業務	通常業務	休業	休業	通常業務	通常業務

※みんなのまちをきれいにしましょう。

※家庭ごみの焼却・不法投棄は、法律で禁止されています。

※家庭ごみの市外への持ち出しはやめましょう。

定ごみ袋に入れて搬入してください。

ごみは決められたとおりに分別して、曾於市指定ごみ袋に入れています。

ごみの分別はしっかりと

搬入したごみの分別が悪い時はお持ち帰りいただく場合があります。

50kg以上は処理料がかかります

個人の方が1回の搬入で50kgを越えると1kgあたり5円の処理料がかかります。処理料は現金でお支払いください。

搬入時間
▽月曜日～土曜日：午前8時30分～午後4時30分
▽第3日曜日：午前9時～午後4時

※第3日曜日を除く日曜日、祝日は休みです。

自治会収集
連休中も通常どおり収集を行います。

グリーンセンター
4月29日、5月3日から5月6日は休業します。
4月27日から4月28日、4月30日から5月2日、5月7日は通常業務です。

他の自治体へのごみの持ち出しはやめましょう！



他自治体へのごみの持ち出しはできません

「最近、都城市のごみステーションに曾於市内の方がごみを持ち込んでいます」との苦情が寄せられています。

家庭から出されたごみは、その自治体で処理することが法律で決められています。他市町のごみ袋を利用して持ち出すことは絶対にやめてください。

ごみ袋は名前を書いて朝8時まで

自治会ごみ収集所にごみを出すときは、決められた方法で分別して、指定ごみ袋に入れてください。

ごみ袋は、名前を必ず書いて、朝8時までに出してください。名前がないごみ袋は収集できません。また、時間を過ぎると収集に間に合わない場合があります。時間を必ず守りましょう。

指定ごみ袋の購入を

市の指定ごみ袋は、市内の各登録商店で販売しています。

分別方法は冊子「ごみ分別の手引き」に記載されています。お持ちでない方は、本庁、各支所環境係に置いてあります。



お願い

自治会ごみ収集所は、自治会役員の方々が大変苦勞して管理されています。

ごみを出す人、一人ひとりがマナーを守り、自分たちの自治会ごみ収集所をきれいにしましょう。

インターネット通販によるトラブル～商品代金の前払いに注意～

お問い合わせ先

経済課 消費生活センター ☎ 0986-76-8823

【相談事例】

ネット通販でブランドのバッグを注文し、代金は指定された個人名の口座に振り込んだ。商品は海外から届いたが、サイトの写真と違ってブランドのロゴがなく、明らかに偽物だった。販売業者にメールで返品および返金を求めたが返事がこない。
(20代・女性)

インターネットを利用して商品を購入するインターネット通販は、自宅に居ながら手軽に申し込むことができ、さらに国内外の様々なショップにも取引できるため、利用者は年々増加しています。このようにとても便利で身近なネット通販ですが、取引を巡ってトラブルにあう人も増えています。中でも、前払いによるトラブルが多く、「偽物が送られてきた」「代金を振り込んだのに商品が届かない」といった相談が寄せられています。

前払いでトラブルが起きた場合、業者が返金に応じない限りは金銭的な救済がされません。さらにネット通販は業者の実態がつかみにくいため、相手の所在が不明であったり連絡がとれないケースも多くみられます。相談が寄せられているサイトには次のような特徴があります。注意してください。

- ①他のショッピングサイトではすでに売り切れている商品が、そのサイトにはそろっている。
- ②サイト名がアルファベットの羅列で読み方が分からない。日本語が不自然。使用されているフォントが日本のものではない。
- ③正規販売店の販売価格よりも極端に安くなっている。
- ④支払い方法が、**ネットショッピング名や屋号を含まない個人名義の口座への振り込みのみ**となっている。
- ⑤「**会社概要**」に、**住所・電話番号・メールアドレス・代表者または責任者の名前の記載がない**、もしくは途中までしかない、住所を調べると山の中や虚偽のものであるなど、特定商取引法で定める表記がない。

前払いのネット通販は被害救済が非常に難しく、未然防止が何より重要となります。申し込む前に少しでも疑問や不安があれば、急いで送金することは避け、消費生活センターに相談してください。

鹿児島県最低賃金が改正されました

お問い合わせ先

鹿児島労働局 ☎ 099-223-8278

平成26年10月19日から鹿児島県の最低賃金が時間額678円に改正されました。

最低賃金時間額 678円

効力発生日 平成26年10月19日

※鹿児島県最低賃金は県下すべての労働者に適用されます。ただし、特定（産業別）最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されず。

※最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

※最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ▽臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ▽1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ▽時間外、休日、深夜労働に対する割増賃金
- ▽精皆勤手当、通勤手当、家族手当

もう、チェックした？

鹿児島県 **最低賃金**

678円

平成26年10月19日から！

年齢に関わらず、パートや学生アルバイトなどを除き、すべての労働者に適用されます。賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

鹿児島労働局 消費生活センター ☎ 099-223-8278

事業所 新設 情報 大募集

大募集

成功報償金（最高額）

500万円

 曾於市では
市内に新しく
事業所を設置
する情報を募集します。

1. 情報の提供にあたって

- ・以下のいずれかに該当する方は、情報を提供することができません
 - ① 未成年の方
 - ② 誘致対象企業の経営者及び役員、雇用関係にある方
 - ③ 暴力団員や暴力団関係者
 - ④ 国又は地方公共団体の長、議員、補助機関の職又はこれに類する職にある方
- ・提供頂ける情報は次に掲げる業種となります

製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、
インターネット附随サービス業、
情報通信技術利用事業、研究開発施設、流通業

2. 成功報償金について

- ・情報提供をもとに事業所が設置され、1年以上継続して事業が行われた場合、次の報償金が併せて支給されます
- ① 建設費分 基本額100万円（加算限度額100万円）
- ② 雇用者人数分 基本額 50万円（加算限度額250万円）

3. 情報提供の方法について

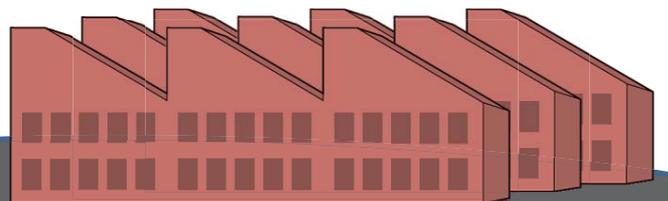
- ・手続きは以下のとおりとなります
- ① 情報提供書を曾於市企画課へ提出（郵送または直接）
- ② 情報提供書を審査し、採用又は不採用を決定
- ③ 企業との交渉（情報提供者のご協力をお願いします）
- ④ 事業所の設置、事業開始（情報提供後、5年以内）
- ⑤ ④の1年後に報償金の交付申請及び決定、報償金交付

4. 報償金交付制度について

- ・詳しくは曾於市ホームページをご覧ください
- ・情報提供書等も曾於市ホームページで準備しています

お問い合わせ先

曾於市企画課企業誘致推進係 電話0986-76-8802 FAX0986-76-1122



税チャンネル ～納税があなたを支えます！～

お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課 税務係

末吉 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922

財部 ☎ 0986-72-0932



平成26年度 曾於市公売会開催

平成27年3月15日、そお生いき健康センターで「平成26年度曾於市公売会」を開催しました。公売物件は、本年度に滞納処分として捜索を行い、差し押さえた動産です。

テレビ等の電化製品、テーブルや椅子、壺や食器、農機具など計148件を入札により公売しました。

当日は131名が来場。物件と最低価格を見ながら、思い思いの金額を入札書に書き込んでいました。

開札が始まり最高額で落札された方の名前が呼ばれると、周囲からどよめきやため息が聞こえました。

この公売会で得られた買い受け代金は、差し押さえられた滞納者の税に充当され市の財源となります。

捜索と公売について

公売するものは、不動産や今回のような動産があります。動産の場合、家等を探し換価価値のあるものを差し押え、公売することで滞納となっている税に充て滞納額を減らします。

捜索は、納付も相談にも応じず納付する意志が感じられない、また資産があるのに納めない方に対し、予告なく家に行き換価価値のある物を差し押えます。

平成26年度は4名と1社に対し捜索を行い、公売会を実施しました。



税金が滞納となる前に早めの相談を

滞納となる理由は失業、退職、病気、収入不安定などさまざまです。特に市県民税や国民健康保険税については、前年中の所得に対して課税されます。失業や退職をされた方にとっては、納付が困難となるケースが多く見られます。また、自営業者の方は毎月の収入が不安定で、納められない月が発生する事もあります。

税務課では、納付が困難である方に対し、計画的に納付ができるよう納税相談を随時受け付けています。滞納額が増えると納付が益々困難となります。早めに相談を受けてください。

また、未納で督促状や催告書が届いたら早めに納付するか、相談に必ず来庁ください。

土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、並びに固定資産課税台帳の閲覧のお知らせ

4月1日から6月1日まで、平成27年度の土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿並びに固定資産課税台帳の閲覧期間です。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。本庁税務課、各支所の地域振興課税務係で行います。(土日祝の閉庁日を除く) 固定資産課税台帳は、自分の土地、家屋等に関する事項や平成27年度の税額など重要な事項が記載されています。自分の資産を確認するためにも、ぜひ縦覧・閲覧をされますようお願いいたします。

※縦覧・閲覧には運転免許証等の身分証明書の提示が必要です。また、同居の家族以外の縦覧・閲覧については委任状が必要です。

H26年度から**無料**です。

4月から 特定健診が始まります！

【月日・会場】

月日：4月7日～4月13日

会場：大隅やごろう伝説の里

月日：4月15日～4月26日

会場：そお生きいき健康センター

月日：4月27日～5月2日

会場：財部保健福祉センター

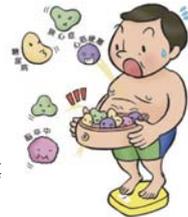
【対象】

- ・40～74歳の国民健康保険被保険者
- ・40歳以上の生活保護受給者
- ・後期高齢者医療被保険者

※社会保険等被扶養者は会社等により異なります

【内容】

- ・身体計測 腹囲測定 検尿
- ・血压測定 問診 心電図
- ・血液検査 医師診察 眼底検査等



がん検診のご案内 **がんは早期発見が大切**

 胃がん検診	対象：40～79歳 自己負担：1,000円 非課税世帯無料	 肺がん検診	X線 対象：40歳以上 自己負担：300円 非課税世帯無料
 大腸がん検診	対象：40歳以上 自己負担：300円 非課税世帯無料	 前立腺検診	CT 対象：40～74歳の偶数年齢 自己負担：3,000円
腹部超音波検診 (腹部エコー)	対象：40歳以上の奇数年齢 自己負担：2,000円	前立腺検診	対象：50歳以上の男性 自己負担：800円
肝炎ウイルス検診 40～70歳の節目年齢 自己負担：無料			

○子宮がん検診、乳がん検診、骨粗鬆症検診の集団健診は9～10月頃実施します。

○6～12月には指定医療機関で受診する個別健（検）診もあります。

個別健（検）診：特定健診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診

○ミニドック（特定健診+胃がん・大腸がん・肺がん・腹部超音波・前立腺検診のセット検診）もあります。

申し込みされていない方も**受診できます**。
希望される方は**市役所保健課**まで！！

【お問合せ先】
市役所保健課
0986-76-8806

国民年金のはなし

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課 末吉 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
 鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (初めは音声ガイドが対応します)

曾於市年金移動相談所開設日

日時	場所	申込先	
4月23日(木) 午前10時～ 午後3時	本庁 1階会議室	本庁 国民年金係	0986 76-8805
5月19日(火) 午前10時～ 午後3時	大隅支所別館 2階大会議室	大隅支所 国民年金係	099 482-5923

曾於市では、鹿屋年金事務所による移動相談所が開かれます。日程・場所は上記のとおりです。相談料は無料ですが、予約が必要です。予約のない方の相談はできませんのでご了承ください。なお、予約は定員になり次第、締め切ります。

国民年金保険料額が変わります
 平成27年4月から平成28年3月までの保険料は、月額340円引き上げられ、**月額15590円**となります。4月末までに1年分を現金で前納されると月額3320円の割引があります。
 保険料は、納付書以外でも、口座振替やクレジットカードでも納付できます。

年金額が変わります
 年金額は、特例水準の段階的な解消やマクロ経済スライドによる調整と合わせて決定されます。このため、平成27年度年金額が、平成27年4月から、基本的に0.9%の引き上げとなります。(年金額は6月受給分から変更です。)

市役所の組織を一部変更します

お問い合わせ先

本庁・総務課 ☎ 0986-76-8801

	3月31日まで	4月1日から	変更内容
本庁	総務課 消防交通係	総務課 消防防災係	名称変更
	企画課 〔まちづくり推進係 企画政策係〕	企画課 〔地域創生推進室 定住推進係 企画政策係〕	まちづくり推進係を定住推進係に名称変更 新たに地域創生推進室を設置し、企画政策係、定住推進係を統括
	経済課 特産園芸係	経済課 営農推進係	営農推進体制の充実・強化を図るため、特産園芸係から営農推進係に名称変更し、農業技術職員を増員
大隅支所・財部支所	地域振興課 国民年金係	地域振興課 市民係	国民年金係を市民係に統合 (年金事務は、市民係で引き続き所管)
	産業振興課 特産園芸係	産業振興課 営農推進係	名称変更
	産業振興課 畑地かんがい係	本庁耕地課 畑地かんがい係	支所畑地かんがい係を本庁耕地課畑地かんがい係へ集約
	建設水道課 水道係	建設水道課 土木水道係	水道係を土木係に統合し、土木水道係に名称変更
	学校教育課 指導主事 学校教育係	学校教育課 指導係 学事係	指導主事で組織する指導係を設置、学校教育係を学事係に名称変更
	教育委員会 (幼稚園等に係る事務)	福祉課 (幼稚園等に係る事務)	教育委員会で行っていた幼稚園等の事務を福祉課へ移管
	福祉課 生活相談支援センター係(新設)	生活困窮者自立支援事業実施のため係を新設	

市では、限られた人員や財源の中で、社会情勢の変化、少子高齢化および地方分権改革など時代の変化に迅速かつ的確に対応できる簡素で効率的な行政組織を構築するため、毎年組織の再編を実施しています。
 4月1日から、市役所組織の一部が次のとおり変わります。
 皆さんのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

4月12日(日)は

県議会議員選挙の投票日です

選挙権のある人

選挙人名簿に登録されている方。

年齢要件

平成7年4月13日までに生まれた方。

住所要件

平成27年1月2日以前に曾於市に転入届を提出し、引き続き曾於市に住所を有している方。

投票所入場券

投票日前に選挙権のある方へ投票所入場券(ハガキ)を郵送します。投票所(期日前投票所含む)には、ご自分の入場券をご持参いただき、投票してください。

※入場券が届かなかつたり忘れたりした場合でも、選挙権がある本人と確認できれば投票できます。

投票時間

午前7時～午後7時

投票所

各ご家庭に郵送された投票所入場券(ハガキ)に投票する投票所が記載されていますので、投票してください。

期日前(不在者)投票

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票に行けない方は、事前に期日前(不在者)投票をすることができます。

期間

4月4日(土)～4月11日(土)

時間

午前8時30分～午後8時

場所

本庁 1階会議室
 財部支所 1階会議室
 大隅支所 1階会議室

開票の日時・場所

日時

4月12日(日) 午後8時30分

分

場所

末吉総合体育館

※開票は即日開票されます。

投票・開票速報

鹿児島県議会議員選挙の投票速報は、午前10時、午前11時、午後1時、午後4時、午後6時現在の投票速報を曾於

市放送でお知らせします。また、最終投票率は、確定しだい放送します。

開票速報は、午後9時30分以降、開票作業が進みしだい随時放送します。

県議会議員選挙の選挙区と選出数

選挙区		選出する議員数
名称	区域	
曾於市区	曾於市	1人

曾於市消防団 女性消防団員を募集します

お問い合わせ先

総務課 ☎ 0986-76-8801

曾於市消防団では、はじめての女性消防団員を募集します。

女性ならではの視点を生かして、消防意識および防火意識の高揚を図り、市民の安心・安全を守るために、消防団活動に参加していただける方の入団をお待ちしています。

参加資格

曾於市内に居住、または勤務する18歳以上の健康な女性

募集期間 平成27年4月から平成27年5月末まで

募集人員 若干名

主な活動

▽住宅用火災警報器の普及促進

▽一人暮らしの高齢者宅の防火訪問

▽住民に対する防災教育および応急手当の普及指導等

▽消防団行事（消防出初式、各種訓練、消防操法訓練、夜間特別警戒など）への参加

【災害時】

▽避難所運営活動、避難誘導、住民への広報活動

※消火活動（火災出動）は行いません。

※詳しくは、曾於市ホームページをご覧ください。

応募方法

所定の入団申込書（市のホームページからダウンロードするか、本庁総務課、各支所地域振興課で配布します）に必要事項を記入の上、郵送または直接、本庁総務課又は各支所地域振興課へ提出してください。

消防団員の身分 非常勤特別職の地方公務員

待遇

▽報酬等の支給

▽報酬のほか、災害や訓練に出動した際に手当が支給されます

▽退団する際には、勤務年数に応じて退職報償金が支給されます

▽消防団活動中の負傷に対しての補償制度があります

▽消防団活動に必要な被服等を貸与します

後期高齢者医療制度に加入している方への補助について

お問い合わせ先

本庁 保健課 ☎ 0986-76-8806

大隅 保健福祉課 ☎ 099-482-5924

財部 福祉課 ☎ 0986-72-0935

平成27年4月1日から後期高齢者医療制度に加入している市民の方は、人間ドック、脳ドック、およびPET検査を受診する際、事前に申請すると補助を受けられます。

対象者

▽後期高齢者医療被保険者証を持つ市民の方

▽後期高齢者医療保険料等に未納がない方

▽毎年4月～翌年3月の間に市の特定健診を受けていない方

※申請は毎年4月から翌年3月の間、1回限りです。

補助対象

▽人間ドック

▽脳ドック

▽PET検査

補助額

自己負担した健康診断費の半分（1円未満端数切捨）

※上限2万円

申請方法

【受診前】

受診する医療機関と日にちが決まった後、医療機関で受診する前に、本庁・各支所窓口で申請してください。

※後期高齢者医療被保険者証、印鑑、本人名義の通帳を持参ください。

【受診後】

領収書と診断結果表を本庁・各支所窓口へ提出してください。

※厚生連で受診し、診断費を口座引落で払った場合、領収書は不要です。



後期高齢者医療被保険者証

平成 27 年度市民提案型地域づくり事業支援補助金申請を募集します

お問い合わせ先

企画課 男女共同参画係 ☎ 0986-76-8802

平成27年度も、自由な発想の地域づくり活動に対して補助金を交付します。

地域づくりを実践しているグループや新規企画、提案があり実行したいと考えている方は、ぜひ申請してください。

対象事業

本来行政が行う仕事を、市民等で構成する団体やグループが提案し実践する事業

〈例〉曾於市PR活動、後継者育成支援、空き家利用、子育て・シニア活動支援など

※ただし、他の補助金の対象となっていない事業や、市からの委託事業、特定の個人、営利を目的とした事業、宗教活動、政治活動、暴力団は対象外

申請できる団体

次の要件を満たすこと

- ① 3人以上で組織された団体
- ② 事務所が市内にあり、代表者が市内在住者であること
- ③ 団体設置の趣旨および活動が明確であり、予算、決算等の会計処理が明確な団体
- ④ 事業の企画立案、実績報告まで自ら行うことができる団体

補助金額

▽新規事業

補助対象経費の90%の額(20万円限度)

▽継続事業(2回目)

補助対象経費の75%の額(15万円限度)

▽継続事業(3回目)

補助対象経費の50%の額(10万円限度)

受付期間

平成27年3月16日(月)

～4月17日(金)(平日のみ)

午前8時30分～午後5時まで

受付場所

本庁企画課(2階7番窓口)

※申請方法、申請様式等についてはお問い合わせください。事前相談にも応じます。

※審査(書類審査およびプレゼンテーション審査)を行います。また、平成27年度予算の範囲内で採用できる団体数を決定します。

これまでの実績

▽平成24年度(7事業採択)

NPO法人そお文化村

財部高校

末吉高校

メセナ楽団

曾於市グリーン・ツーリズム協議会

▽平成25年度

(新規6事業、継続5事業採択)

野ばら混声合唱団
菅牟田校区公民館
財部小金管バンド
北校区よかふんし隊
曾於アートプロジェクト
末吉高校

▽平成26年度

(新規8事業、継続6事業採択)

池山と周辺地域を元気にし隊

日本語れんしゅう会inそお

南峰文化研究会

NPO法人どんぐり谷自然塾

きばる会

末吉・曾於高校美術部

岩川高校吹奏楽部・生徒会執行部

財部高校



外国籍の市民に対する日本語れんしゅう会の様子

教育委員会だより

第8号

子どもたちが学校生活の中で一番楽しみにしているのは、今も昔も給食の時間です。

しかし、昔に比べて、学校給食の内容もだいぶ変わってきています。

今月は、曾於市の学校給食についてお知らせします。

給食はどどこで作られているの？

曾於市には、大隅と財部に学校給食センター、末吉小・中学校に自校方式の調理場があります。大隅学校給食センターは、市内12校に1日950食を、財部学校給食センターは、9校に950食を作っています。自校方式の末吉小・中学校では、小学校で670食、中学校で480食を作っています。

給食の衛生管理は大丈夫ですか？

子どもたちに安心・安全な給食を届けるために、厳しい衛生管理を行っています。教育委員会では、毎月、委託業者と衛生管理や給食事故防止について協議を行っています。また、各調理場は、細菌等の発生を防ぐドライシステムを導入しており、食中毒の防止に万全な態勢をとっています。

地産地消は進んでいるの？

学校給食では、安全な給食を提供するために、県内産や地元産食材の利用を図るなど積極的な

「地産地消」に取り組んでいます。

また、市では、子ども1人当たり1100円の補助金を交付して、地元農産物の消費拡大にも努めています。

食物アレルギーへの対応は？

年々食物アレルギーの子どもの数が増えています。学校給食では、医師の診断書に基づき、できる限り代替食や除去食で対応しています。しかし、アレルギーの症状によっては、給食センターで対応しきれない場合もあります。

なお、食物アレルギーは、命に関わることもありますので、心配な方は必ず医師にご相談の上、学校までお知らせください。

子どもたちが好きなメニューは？

小学生の人気メニューは、奄美大島の郷土料理「鶏飯^{けいはん}」が第1位。中学生の1位は、「キムタクごはん」。親世代には懐かしい「揚げパン」は今でも人気があるようです。一方、おかしは、「チキン南蛮」や「ハンバーグ」など、現代っ子らしいメニューが上位を占めています。学校給食は、味だけでなく栄養のバランスにも配慮しています。しかも、一食当たり小学生が530〜750^{キロカロ}、中学生が820^{キロカロ}の摂取基準を満たすよう作られています。



家庭でも望ましい食習慣を！

学校給食のもう一つの目的が、望ましい食習慣の形成です。食事の際「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつを、給食のときにしか言わないという子どもが増えています。

家庭でもぜひ食の大切さやマナーを子どもたちに教えてください。

給食費はきちんと納めましょう

学校給食法では、学校給食にかかる食材費は保護者負担と決められています。曾於市では、小学生が一食230円程度、中学生が270円程度の負担となっています。給食費の未納が増えた場合、当然、子どもたちが食べる食材の購入にも影響が出てきます。

子どもたちが、毎日、安心・安全な給食を食べられるようにするためにも、給食費は、決められた期限内に納めてください。ご協力をよろしくお願いいたします。

我が学び舎 岩南小学校

創立 明治18年岩崎小学校

の一部移転に伴い岩

南小学校と改称

校長 工藤 一裕

児童数 10人

キャッチフレーズ

「花とパソコンとカヌーの学校」

〈学校紹介〉

素直で明るい岩南っ子は、「清く・明るく・たくましく」の校訓のもと、毎日の学習や様々な体験活動を通して夢の実現を目指して頑張っています。新聞や教育機器を活用して思考力や表現力を育成し、朝のかけ足・カヌー・一輪車・縄跳び等での体力や運動能力の向上に取り組んでいます。また、



元気いっぱい！岩南っ子

2月20日、「曾於市南之郷太陽光発電所」で通電式が行われました。

発電所の概要は、末吉町南之郷平沢津の市有地約26000㎡に、リニューアブル・ジャパン株式会社（東京都）が平成26年10月から事業費約6億円をかけ工事を行い、8328枚のパネルを設置。2123kWの発電を20年間行います。この発電で一般家庭約680世帯分に相当（年間）する電力が生まれます。

リニューアブル・ジャパン株式会社は、県内でも垂水市や肝付町で発電事業を進め、更なる再生可能エネルギーの推進を進めていく計画です。



プールで運動始めよう！！

曾於市民プールだより



「アンチエイジング」

お問い合わせ先

曾於市民プール

☎ 0986-76-4340

みなさんこの言葉を耳にされたことはあると思います。老化防止・抗加齢・抗老化のことを「アンチエイジング」といいます。

アンチエイジングにとって大切なのは、食事、睡眠、運動、仲間です。そのなかで運動については、ただやみくもに身体を動かせばいいというわけではありません。そこで、効果的な運動とタイミングをご紹介します。

食後の運動で最適な時間帯は？

食事をすると、デンプンなどの糖質はブドウ糖に分解されます。15分から20分程度で血糖値が上昇し始め、1時間から1時間半程でピークに達します。このピーク時に軽い運動をするのがおすすめです。

軽い運動って何をすればいいの？

具体的には、15分前後のウォーキングと階段の上り下りなどの軽い筋力トレーニングです。有酸素運動（ウォーキング）と筋力トレーニングの組み合わせが糖化を抑制し、アンチエイジングに効果的です。

できることから少しずつ始めて、元気に楽しみながら心も身体も若返りしましょう。



健康かごしま21通信

～職場ぐるみの健康づくりを応援する情報紙～

平成27年2月号

～鹿児島県健康増進課からのお知らせです～

知っていますか？ 受動喫煙

受動喫煙とは

受動喫煙＝副流煙＋呼出煙（環境タバコ煙）

室内などにおいて、自分ではタバコを吸わなくても、他人のタバコの煙を吸わされることを「受動喫煙」と言います。

受動喫煙により起こる病気

タバコの有害物質は肺から急速に血液中に移行し、全身に広がっていくため、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患（COPD）等）だけにとどまらず、がん、

脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、歯周病、胃潰瘍などが喫煙による影響を受けます。国立がん研究センターは、受動喫煙により年間約6,800人が死亡していると発表しています。

（鹿児島県では、年間約100人が死亡している計算になります）



主流煙と比べた副流煙中の有害物質	
ニコチン	2.8倍
タール	3.4倍
一酸化炭素(CO)	4.7倍
ベンツピレン	3.4倍
アンモニア	46.3倍

医療従事者のための禁煙外来・禁煙教育サポートブック
(メディカ出版)PB,13

換気扇下の喫煙やベランダ喫煙では、受動喫煙の防止にはなりません

家族に喫煙者がいる子の尿中の発がん性物質量は、換気扇下の喫煙で10倍、ベランダ喫煙で2倍になっています。



健康増進法では、受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するよう努めなければならないと規定されています。

健康増進の観点から、受動喫煙防止の取組を積極的に推進しましょう！

〈健康増進法第25条〉受動喫煙の防止

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない

(問い合わせ先) 鹿児島県健康増進課 TEL099-286-2717